



株式会社 北海道物産興社 と 札幌市による さっぽろ食の安全・安心推進協定 協 定 書

(第 130006 号)

(株)北海道物産興社と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

(株)北海道物産興社は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成26年7月7日
(当初締結日:平成25年12月17日)

株式会社 北海道物産興社
代表取締役

札幌市
市長

宮田 将嗣

上田 文雄

わが社のマイルール 基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 1 施設等衛生管理
 - 製造機械・器具の衛生管理・ねずみ等の駆除
 - 毎月、外部機関(キュー&シー)により機械・計器類の検査を実施します。
 - 作業台・機器類の洗浄消毒について、方法・回数を定め実施しその結果を記録します。
 - 年に一度衛生管理講習会を実施します。(3月又は7月)
 - 毎月、外部機関(いかり消毒)により対象施設内のねずみ・昆虫等の駆除を行い結果を記録します。
- 2 商品の品質管理— 自主検査
 - 自主基準を設け、毎月検査を実施します。
 - 検査の結果、基準値を超過した場合は外部機関等の指導を受け、原因の特定を行い再発防止に努めます。